

人事委員会議事録（第1728回）

1 開催日時

令和6年3月29日（金） 9:10～9:45

2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

3 会議に出席した者

委員長	田中基康
委員	鈴木尉久
委員	長尾真
事務局職員	古川卓哉
	西谷智子
	井上博尊
	中原恵子
	任用課長
	給与課長
	任用課副課長兼給与課副課長

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件

人事委員会議事録（第1727回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

採用選考並びに職務の級及び号給決定の件

給与課長が、任命権者から請求のあった採用選考（発令予定令和6年4月1日）並びに職務の級及び号給について説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

副町長にも出向という形式をとるのか。

（事務局）

市町から副町長のような特別職を推薦してほしいという依頼がある。特別職のため、県を退職したうえで町では議会の同意を得て選任され、人事交流のような出向とは意味合いが異なる。県に戻る場合は町で退職した者を、形式上選考により人事委員会で決定して採用することとなる。

第3号議案

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則等制定の件

給与課長が、標記規則等の改正内容を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

補職は新規採用のときから役職につけるといふことか。

(事務局)

補職は肩書きのようなものである。公務分野で補職をつけていない団体が少ない中、これまで設定していなかった1級と2級について今回設定することとした。

(委員)

特定管理監督職群はこれ以外にも人材が不足しているポストがあるのではないか。個別に特定せずに包括的に認めることもできるのではないか。

(事務局)

役職定年制の導入により、60歳を超えると役降りさせることが基本になっている。その中で、特定管理監督職群は極めて例外的に引き続き管理監督職にできる役職を定めるものである。今回定めるもの以外でも、例えば医師の健康福祉事務所の所長は今後不足していくことも考えられるが、現時点で人材確保の見通しがたたないものだけ限定的に定めることにしている。

報告事項1

人事異動の概要

任用課長が、知事部局、教育委員会及び警察本部の組織改正及び人事異動の概要を説明した。

閉 会